令和3年度第1回



ホームロイヤー制度について

【当会副会長】 亀井 真紀 (54期) Maki Kamei

ニ弁ホームロイヤー制度

二弁のホームロイヤー制度について取り上げさせ ていただきました。

二弁では、従前からゆとり~なにおいて財産管理 契約の管理・監督を行ってきましたが、規則改正に より平成29年10月からはホームロイヤー制度として 運営を行っています。

ホームロイヤーの定義は必ずしも定まっていません が、二弁としては、高齢者や障がい者を対象として、 定期的な見守り、法律相談を含む日常生活上の様々 な悩みごとの相談、医療・介護サービスの手配を含 む生活支援、財産管理、任意後見、死後事務、 遺言作成・保管・執行などを行う弁護士の総称と考 えています。個人の顧問弁護士、又は掛かり付け弁 護士とも言われています。

超高齢社会の到来を踏まえ、弁護士が、高齢者・ 障がい者の生活や財産管理等について、元気なとき から、能力低下、亡くなるまで、また亡くなった後に ついても、包括的かつ継続的に支援することを目的 としています。

二弁では、一般の方に分かりやすいようにメニュー

として、①見守り契約、②見守り+財産管理契約、 ③任意後見契約の3つを示しています。

制度の特徴

特徴はいくつかありますが、メニュー・金額の明 朗化に加えて、弁護士会への報告・審査制度を設 けて安心・安全を担保していることがあげられます。 契約締結から2カ月以内に報告、定期的な報告、契 約の切り替えの場合も報告、さらに見守り契約でも 15万円までは緊急時に備えてお金を預かっておくこ とができるのですが、それも通帳の写し、明細等を 提出しなければならないことになっています。報告が ない場合にはどうなっているのかという問い合わせを 審査部会から行うことになっています。

運用状況

発足以来、令和3年6月までで、契約件数としては、 累計約90件となっています。契約件数ベースであり、 見守りから財産管理や任意後見に移行した人は重複 となっているので、依頼者人数はこれよりは少なくなり ます。当初見守り契約のみというのが全体の約4割、 見守り+財産管理契約というのが約5割(見守りから の移行もあり)、その他が任意後見契約等になります。

これが多いか少ないかというのは、何ともいえませ んが、従前のゆとり~な財産管理契約のみの運用時 に比べて増えていることは間違いありません。コロナ 禍の令和2年も30件ほどあり、前年並みでした。こ ういう状況下ゆえに様々な不安を感じる方もいるのだ と思います。

市民会議のメンバーからのご意見

このようなホームロイヤー制度について市民会議 のメンバーからは、以下のようなご意見がありました。

- ▶安否確認だけで月額5000円、財産管理につい ては月額2~3万円というのはそう安くはない。 多くの人に本当に行き渡る制度になるのか。
- ▶とてもよい企画だが、広げていくためには「か かりつけ弁護士」というワードを用いるのがよい のではないか。
- ▶安否確認などは、弁護士が行うよりもっと前の 段階で福祉の方と連携できないものか。

- ▶適切なホームロイヤーの紹介やマッチング、時には交代についても弁護士会として上手にできることを示していけるとよりよいのではないか。
- ▶ホームロイヤーというと必ずしも高齢者などのみを対象としているわけではなく、一般的に個人の方がトラブルで困っている時に気軽に相談できるというニュアンスがあるので、誤解を招くのではないか。

いずれも異なる業界の方ならではの鋭いご指摘・ ご意見であると思います。弁護士会としても運用面、 また広報面において工夫改善していかなければなら ない点は多々あると感じました。

「女性のための生活、仕事、子育て なんでも相談会」について

【当会副会長】 小川 英郎 (49期) Hideo Ogawa

女性のための生活、仕事、子育てなんでも相談会

2つ目のテーマとして、7月10日(土)、11(日)の両日、当会が主催で実施した「女性のための生活、仕事、子育てなんでも相談会」の報告をしました。

今回の相談会は、3月に新宿の大久保公園で「女性による女性のための相談会」を実施して注目された同相談会の実行委員会と共催し、東京都の後援を得て行いました。昨年来、新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、日本経済が停滞する中、特に外国人、女性といった社会的に弱い立場にある人たちが経済的な苦境に追いやられています。しかし、社会的に弱い立場にある人にはなかなか法的な支援が届いていないのが実情です。そこで、弁護士会として、弁護士の方が現場に積極的に出向いて相談を受けるいわゆる「アウトリーチ型」の相談活動が必要と考えました。

相談会では、①生活困窮者が多いといわれる秋 葉原に会場を設けたこと、②相談対象を困ってい る女性だけにし、弁護士も実行委員会の相談員も 全て女性にしたこと、③相談会場は、カフェス ペースを借りて、花を飾るなど女性が相談しやす い雰囲気にしたこと、④法律相談に限らない多様 なこ理保いなた野品配シ生相談、、士だ談とな生す」支を⑤看にきに、ど活るを援受臨護ご、対⑥の用「設をけ床師協多応米食品マけ行の、力様し、糧をルてっ



たことなどの工夫をしました。

広報活動には、秋葉原、新宿、上野、池袋のネットカフェ、24時間保育所、シェアハウス、コンビニエンスストアなどを回って一軒一軒チラシを配ったり、二弁のツイッターやホームページでの告知に加えて、ツイッターやフェイスブックをされているインフルエンサーに協力を得て、宣伝をしていただきました。

相談会には、合計123人の相談者にご来場いただきました。

相談内容としては、DVや性暴力被害、生活困窮、労働問題などに悩みながらも誰にも相談できないでいた女性たちの深刻な悩みが多数寄せられました。

市民会議のメンバーからのご意見

前述の報告に対して、市民会議のメンバーから は、以下のようなご意見・ご感想をいただきました。

- ▶非常に前向きで積極的な活動だと思う。相談会の周知においてツイッターの影響力が大きいことが改めて分かって有益だった。
- ▶2日で123件はすごい数だと思う。相談の潜在的なニーズは大変多いということが分かった。
- ▶生活保護は権利なのになかなか受けにくいということがあると思う。弁護士会としての取り組みに期待したい。
- ▶生活困窮者の住まいの問題などは行政が責任を もって解決すべきだと感じた。

 N_{E}